

「福井新元気宣言」推進に関する政策合意

私は、知事の政策スタッフとして、「福井新元気宣言」に掲げられた「元気な社会」、「元気な産業」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンを着実に実現していくため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、次に掲げる施策・事業について重点的に実施することを西川一誠知事と合意します。

平成20年4月

福井県知事 西川 一 誠

安全環境部長 品谷 義 雄

I 「新元気宣言」を推進するための20年度の基本方針

- ・ 自然災害や国民保護など県民の生命・身体を脅かす事象に迅速に対応し、防災体制の強化を図ります。
また、高齢者を中心とした交通事故の抑止、悪質商法による被害の防止、青少年への有害情報に対する対策の実施等により、治安の向上を図り、日本一の「安全・安心」を目指します。
- ・ 原子力行政については、「安全の確保」「住民の理解と同意」「地域の恒久的福祉の実現」の三原則に則り、15基体制を堅持し、広く県民の声を聞き、常に県民の立場に立って厳正に対処します。
- ・ 「自然と生活環境」日本一を目指した新しい環境基本計画を策定するとともに、引き続き、自然と共生しながら、資源・エネルギーを有効活用する「持続可能な循環型社会」への転換を図ります。

Ⅱ 20年度の施策

1 日本一の安全・安心（治安回復から治安向上へ）

◇ 「福井治安向上プラン」の実行

- 交通安全スロー・シグナル・シャイン（3S）運動を積極的に展開し、高齢者を中心とした交通事故の抑止に努めます。

また、制限速度を守る「スロードライブ」の徹底や飲酒運転の根絶のため、企業や家庭・地域における交通安全対策を推進します。

交通安全パートナー事業所数	500事業所
（平成19年度末 390事業所）	（110事業所の増）
交通安全3Sサポーター登録数	3,000人
（平成19年度末 2,082人）	（918人の増）

- 催眠商法やマルチ商法などの不当な取引を行う事業者から消費者を守るため、県民に対して迅速な情報提供を行うとともに、不当な取引を行う事業者に対しては業務改善指示等を行うことにより、積極的に被害の拡大防止を図ります。

トラブル防止教室参加者数（平成19年度 6,301人）	6,500人
-----------------------------	--------

- 福井県青少年愛護条例について、インターネット上の有害情報対策や青少年の深夜営業施設への立入禁止等に関する改正が7月1日から施行されることから、その改正内容の県民への周知を図るとともに、違反行為等に対しては警察等の関係機関と連携して適切な対応を行い、青少年の非行防止対策を推進します。

◇ 災害・危機対策

- 最初動体制の構築に向けて、県内市町における全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を促進し、本システムにより受信した緊急情報をインターネットメールにより自動配信する仕組みを整備するよう、市町に対し引き続き働きかけるとともに、国に対してはシステムの整備に対する財政支援等について要請していきます。

- ・ 災害時要援護者避難対策を徹底するため、一人ひとりの要援護者の避難方法等を示した市町による災害時要援護者避難支援プラン「個別計画」の作成を支援します。

2 原子力の安全・安心と信頼の確保

◇ 安心と信頼の確保に全力、15基体制を堅持

- ・ 電力事業者と県との安全協定を厳正に運用し、平常時立入調査を継続して実施します。また、「福井県原子力安全専門委員会」を積極的に活用し、国や事業者の高経年化対策の実施状況や耐震安全性について厳格に確認するなど、県としての安全監視機能を充実して、県民の原子力に対する信頼・安心の確保を図ります。
- ・ 「もんじゅ」については、プラント確認試験の実施状況、燃料や耐震の安全性、事故時等の通報連絡体制など、ハード、ソフト両面の安全確保対策について、国や事業者の対応を一つひとつ厳正に確認します。これらを県民に分かりやすく説明し、理解を得るよう国や事業者に要請するなど、県民の立場に立って慎重に対処します。
- ・ 敦賀3、4号機増設については、耐震安全性を含めた国の安全審査の状況を確認するとともに、国や事業者に対し、徹底した安全確保対策を引き続き要請します。さらに、県民の立場に立って、事業者の準備工事や県内企業の積極的活用の状況を確認します。
- ・ 高浜3、4号機のプルサーマル計画については、関西電力から計画の進捗状況等について、節目となる工程の各段階で報告を求め、その内容を確認し、県民の立場に立って慎重に対処します。

3 夢と誇りのふるさとづくり

◇ 自然環境・生活環境の創造

- ・ ふるさと福井の環境を県民自らの手で豊かなものとし、次の世代に引き継ぐため、「自然と生活環境」日本一をめざした環境基本計画を策定します。策定に当たっては、「環境ふくい創造会議」の提案等を踏まえ、10月を目途に策定します。

- 市町に対して分別収集品目の拡大や不用品交換等のリサイクル体制の整備を働きかけるとともに、スーパー等事業者、消費者団体、市町等と検討の場を設け、買い物袋持参や店頭回収の促進に努めます。

さらに、県民に対しては環境イベント等を通じ、ごみ減量化等を働きかけます。

特に「おいしいふくい食べきり運動」や「持ち帰り運動」については、テレビや情報誌等を通じた普及広報を行うとともに、飲食店での小盛メニューの設定、客層に応じた適量の料理の提供、持ち帰り可能な容器での提供、PRポスターの掲示などの協力を要請し、一層の拡大を図ります。

「おいしいふくい食べきり運動」協力店 (平成19年度末 455店)	500店 (45店の増)
分別収集品目を拡大する市町	2市町
県主催の環境イベント参加者数(平成19年度 700人)	1,000人

- 敦賀市民間最終処分場問題については、敦賀市と共同し、今後とも地元住民の方の理解と協力を得ながら、抜本対策工事を円滑に進めます。

また、工事の進捗状況や水質モニタリングの結果等について、県民へ積極的に情報提供を行います。

- 産業廃棄物の処理については、市町、警察、隣接府県等と協力して不法投棄の未然防止のための監視・指導体制の強化を図るとともに、不適正な処理に対し厳正に対処します。

○ 4年間の目標数値

今後4年間の施策を通じて次の目標の実現を目指します。

指標名	18年度の現状	19年度の現状	22年度末までの目標
交通事故死者数	64人／年 (平成18年)	60人／年 (平成19年)	60人／年以下
1人1日当たりごみ排出量	979g (平成17年度)	981g (平成18年度)	940g